

車両制限令の一部を改正する政令案要綱

第一 この政令の趣旨に、限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項については、道路法に定めるもののほか、この政令の定めるところによることを明記するものとする。

(第一条関係)

第二 限度超過車両の登録又は登録の更新に係る手数料の額は、申請一件につき五千円とするものとする。

(第十九条関係)

第三 登録車両の通行に関する確認の手数料の額は、求め一件につき六百円とするものとする。ただし、当該求めに係る出発地及び目的地が一の都道府県の区域内にある場合には、当該求め一件につき四百円を超えない範囲内において判定基準が定められている当該都道府県の区域内の道路の延長及び構造を勘案して当該都道府県ごとに国土交通大臣が定める額とするものとする。

(第二十条関係)

第四 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合の手数料の額は、国土交通大臣が当該登録等事務を行う場合の手数料の額と同額とするものとする。

(第二十一条関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする。

第六 この政令は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる

規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行するものとする。

（附則関係）